

労働基準法などの基礎知識

徳山労働基準監督署 平成27年作成

ポイント1 最低賃金

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その**最低賃金額以上の賃金**を労働者に支払わなければならないとする制度です。

山口県の最低賃金額(地域別最低賃金)は、**時間額715円です**(平成27年7月1日現在)。
(基本的には、毎年改定されます。)

ポイント2 労働時間

労働時間の上限は、**1日8時間、1週40時間**です(労働基準法第32条)。この時間を超えて働かせる場合には、**時間外労働**を行うことになり、あらかじめ**時間外労働・休日労働に関する協定届(略称:36協定)**を結び、労働基準監督署に届け出なければなりません(労働基準法第36条)。

注意! 営業開始時刻が19時であっても、準備等で営業開始時刻よりも早めに出勤することを指示しているのであれば、指示して出勤した時刻からが労働時間になります。

ポイント3 休憩・休日

休憩時間は、1日の労働時間が**6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上**を、**労働時間の途中で**与えなければなりません(労働基準法第34条)。また、休憩時間は原則として、自由に利用させなければなりません。

注意! 労働者に顧客からの電話受付のために待機するよう指示している場合は、待機時間も労働時間となります。

休日は、少なくとも**1週間に1日、または、4週間を通じて4日以上**の休日を与えなければなりません(労働基準法第35条)。また、休日に労働させる場合(**休日労働**)には、ポイント2で示した**36協定(時間外労働・休日労働に関する協定届)**の締結、届出が必要となります(労働基準法第36条)。

ポイント4 労働条件の明示

労働者を採用するときは、労働条件を明示しなければなりません(労働基準法第15条)。

必ず書面で明示しなければならない項目は以下のとおりです。

契約期間に関すること
期間の定めがある契約について、更新の基準に関すること
就業場所、従事する業務に関すること
労働時間、休日に関すること
賃金に関すること(計算方法、計算期間、支払い方法等)
退職に関すること(解雇の事由を含む)

様式は <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>
の「労働条件通知書」の欄からダウンロードできます。

